

○千代田区児童生徒就学援助費支給要綱

平成27年4月1日27千子学務発第41号

改正 平成28年4月1日28千子学務発第23号

千代田区児童生徒就学援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条に規定する教育の機会均等の趣旨に則り、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童又は生徒の保護者等に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 千代田区に住所を有し、学校教育法第1条に規定する国立又は公立の小学校又は義務教育学校に就学する児童をいう。
- (2) 生徒 千代田区に住所を有し、学校教育法第1条に規定する国立又は公立の中学校、義務教育学校又は中等教育学校前期課程に就学する生徒をいう。
- (3) 保護者等 児童・生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人）又は現に監護を行う者、若しくは東京都内の公立中学校夜間学級に在籍する成人に達した生徒本人をいう。

(受給の資格)

第3条 就学援助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている保護者等
- (2) 生活保護法第6条第2項の規定による保護を必要とする状態で、前号の扶助が行われていない世帯、申請年度中において生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止が決定された世帯の保護者等
- (3) 前年1月から12月までの間の同一生計世帯の世帯員全員の所得金額（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額）が、生活保護法第8条第1項に規定により厚生労働大臣が定める基準（昭和38年厚生省告示第158号。別表第1）で測定した需要額の1.2倍に満たない世帯の保護者等（前2号に該当するものを除く。）
- (4) 前号各号に掲げる世帯のほか千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に

必要と認めた世帯の保護者等

(就学援助の費目等)

第4条 就学援助は、次の掲げる費目に対して行う。

- (1) 学用品・通学用品購入費
- (2) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
- (3) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)
- (4) 移動教室参加費(宿泊を伴うもの)
- (5) 夏季施設等参加費(宿泊を伴うもの)
- (6) 修学旅行費
- (7) 学校給食費
- (8) 卒業アルバム費
- (9) 医療費

2 就学援助で支給する金額(以下「援助費」という。)及び内訳は、別表第2の1及び別表第2の2に定めるとおりとする。

3 東京都就学奨励費または生活保護費等により支給される費目については、本就学援助費で同様の費目の支給は行わない。

(受給申請)

第5条 就学援助を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる時期までに就学援助費申請書(第1号様式)に別表第3に定める書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 4月分から就学援助を希望する場合 教育委員会が指定する日まで(当該時期に申請することができないやむを得ない理由があったと教育委員会が認めた場合は当該指定日以後の申請も可)

- (2) (1)以外 随時

(申請及び認定)

第6条 教育委員会は、前条の申請を受けたときは、第3条に規定する受給資格を審査のうえ、審査結果を就学援助費受給認定通知書(第3号様式)又は就学援助費受給否認認定通知書(第4号様式)により、通知するものとする。

2 申請者の受給認定区分は、第3条第1号に該当する者は「要保護」とし、同条第2号、第3号及び第4号に該当する者は「準要保護」とする。

- 3 第4条第1項第9号の医療費の就学援助は、定期健康診断等により対象疾病の治療が必要と認められた児童又は生徒が通学する学校の校長（以下「学校長」という。）が、「要保護及び準要保護児童生徒に対する医療費援助取扱要領」に基づき、学校病・要保護及び準要保護児童生徒医療券発行申請書（第5号様式）を作成し、教育委員会に提出し、教育委員会より学校病・要保護及び児童生徒医療券（第6号様式）を発行することにより行う。

（支給時期等）

第7条 就学援助は、別表第4の費目ごとに定める援助費の額を、同表に定める支給時期に支給することにより行う。

- 2 援助費の支給は、認定を受けた年度限りとする。

（支給方法）

第8条 援助費は、第6条第1項の認定を受けた申請者（以下「被認定者」という。）の口座に振り込むことにより支給する。ただし、被認定者が負担すべき費目の学校への支払いが滞った場合は、学校長が管理する口座に直接振り込むこととする。

- 2 被認定者は、就学援助費委任状（第2号様式）を提出することにより、援助費の請求、受領、返納に関する権限を学校長に委任することができる。この場合の援助費は、学校長が管理する口座に振り込むこととする。

- 3 教育委員会は、前2項の規定により援助費を学校長の口座に振り込んだ場合は、学校長に対しその用途について関係書類を整備し適正な執行をするよう指導することとする。

（中途申請及び被認定者の区外転出時の取り扱い）

第9条 第5条第2号の申請があった場合の援助費は、次の各号に定めるとおり取り扱う。

- （1） 第4条第1項第1号に掲げる費目については、申請日の属する月から月額を支給する。
 - （2） 第4条第1項第2号に掲げる費目については、当該年度の5月1日現在、児童又は生徒が在籍する場合は支給する。
 - （3） 第4条第1項第3号から第8号に掲げる費目については、申請日以降の経費を対象とする。
 - （4） 随時申請が転入による場合、前住所地の自治体で既に支給を受け、重複するものは支給しない。
- 2 就学援助の認定後、被認定者の児童又は生徒が千代田区外に転出した場合の援助費は、次の各号に定めるとおり取り扱う。
- （1） 第4条第1項第1号及び第2号に掲げる費目については、既に支給された場合は返還を要しない。

(2) 第4条第1項第3号から第8号に掲げる費目については、転出日までの経費を対象とする。

3 教育委員会は、前2項の取り扱いを困難とするやむを得ない事情がある場合は、当該事情を勘案し、取り扱いを決定する。

(就学援助の辞退)

第10条 年度途中において就学援助を辞退する被認定者は、就学援助費辞退届（第7号様式）を教育委員会に提出するものとする。

2 前項の辞退届を受けた教育委員会は、就学援助費受給認定取消通知書・変更通知書（第8号様式）（以下「受給認定取消通知書・変更通知書」という。）により、当該被認定者に通知するものとする。

(認定の取消、停止等)

第11条 教育委員会は、被認定者が偽りその他不正の申請をして認定を受けたとき、援助費を目的外に使用したとき若しくは被認定者の事情変更により就学援助を必要としなくなったときは、認定を取り消し、若しくは停止し、又は認定に付した条件を変更することができる。

2 教育委員会は、前項の認定の取り消し若しくは停止又は条件変更を行った場合、受給認定取消通知書・変更通知書（様式第8号）により当該被認定者に通知するものとする。

(援助費の返還)

第12条 教育委員会は、被認定者が援助費の支給を受けた後、当該被認定者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、支給した援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第10条の規定により被認定者が就学援助を辞退した場合

(2) 前条の規定により就学援助の認定の取り消し等を行った場合

(3) 児童若しくは生徒が長期欠席し、又は行事不参加等により援助費を使用しなかった場合

(4) 前3号のほか、教育委員会が必要と認めた場合

(援助費支給確定の通知)

第13条 教育委員会は、各年度における援助費の金額が確定したときは、就学援助費支給金額確定通知書（第9号様式）により、各被認定者に対し当該年度の援助費の支給額を通知する。

(周知方法)

第14条 就学援助の周知は、次の各号の方法により行う。

(1) 「広報千代田」及び「千代田区総合ホームページ」掲載

(2) 区立小・中学校及び九段中等教育学校に在籍する全児童・生徒を通じて、保護者に対して「就学援助費のお知らせ」及び「就学援助費申請書(兼同意書)」を配布

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日付、26千子学務発第45号「千代田区就学奨励援助費事務処理要領」を廃止する。

附則（28千子学務発第23号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1

(第3条関係)

需要額の測定は、「就学援助費の需要測定に用いる保護基準額等早見表」に基づき、以下の計算式による。

$$\text{需要額} = (1) + (2) + (3) + (4)$$

需要額の積算項目	積算項目の詳細	備考
(1) 生活保護基準	(ア) 第1類[1級地-1]の基準額に12を乗じて得た額 但し、算定人員が4人の場合は、その合算額に0.95を乗じて得た額とし、5人以上はその合算額に0.9を乗じて得た額とする。	世帯員全員について個人別に測定
	(イ) 第2類[1級地-1]の基準額に12を乗じて得た額	世帯単位に測定
	(イ) 第2類[1級地-1]の冬季加算額[Ⅵ区]に5を乗じて得た額	世帯単位に測定
	(ウ) 期末一時扶助額[1級地-1]	世帯員全員について個人別に測定
(2) 教育扶助基準	(ア) 基準額に12を乗じて得た額	児童・生徒全員について測定
	(イ) 学習支援費に12を乗じて得た額	
	(ウ) 学校給食費に11を乗じて得た額	
(3) 住宅扶助基準	(ア) 住宅扶助[知事承認]の額に12を乗じて得た額を限度とし、限度額より負担額が小さい場合はその額とする。 (賃貸借住宅居住者を対象とし、持家・使用貸借等は適用されない)	世帯単位で測定
(4) 母子加算	(ア) 基準額[居宅]の額に12を乗じて得た額	世帯単位に測定

就学援助費の需要測定に用いる保護基準額等早見表

I 生活扶助基準 [月額]

第1類 [1級地 1-1]			備考
年齢	基準額		
0 ~ 2才	20,900		世帯員全員について個人別に測定
3 ~ 5才	26,350		
6 ~ 11才	34,070		
12 ~ 19才	42,080		
20 ~ 40才	40,270		
41 ~ 59才	38,180		
60 ~ 69才	36,100		
70 ~	32,340		

※算定人数が4人の場合、4人の合算額に0.95を乗じて得た額とし、5人以上はその合算額に0.9を乗じて得た額とする。

II 教育扶助基準 [月額]

学校区分及び学年	基準額	学習支援費
小学校1 ~ 2年生	2,150	2,560
小学校3 ~ 4年生	2,150	2,560
小学校5 ~ 6年生	2,150	2,560
中学校1 ~ 3年生	4,180	4,330

III 住宅扶助基準 [月額]

住宅扶助 [知事承認]			備考
世帯人数	基準額		
1人以上 6人未満	69,800		世帯単位に測定
7人以上	83,800		

IV 母子加算 [月額]

15才未満の子どもの数	基準額[居宅]	備考
1人目	23,260	世帯単位に測定
2人目	1,840	
3人目以上1人増すごとに加算する額	940	

第2類 [1級地 1-1]				備考
世帯人数	基準額	冬季加算額 VI区		
1人	43,430	3,090		世帯単位に測定
2人	48,070	4,000		
3人	53,290	4,770		
4人	55,160	5,410		
5人以上1人増すごとに加算する額	440	200		

期末一時扶助 [1級地 1-1]			備考
区分	基準額		
居宅	14,180		世帯員全員について個人別に測定

別表第2の1

(第4条第2項関係)

小学校

対象者		認定区分	第4条に規定する費目		各費目の詳細
第3条	第2号・第3号・第4号該当	準要保護	(1)	学用品・通学用品購入費	23,760円／(月額1,980円×12ヶ月) 年間額を支給する。但し、第5条第2号に該当する場合は、申請日の属する月から当該年度の3月までを支給する。 学用品:ノート・筆記用具、副読本、練習帳、辞書類、実験・実習用の材料、作業衣等。 通学用品:通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき等。
			(2)	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	24,370円／(一時金:分割なし) 新たに入学する児童が通常必要とする新入学に当たっての学用品・通学用品(ランドセル、カバン、制服、制帽)。 期限内受付で当該年度の5月1日現在、国立又は公立の小学校に在籍する場合に支給。但し、期限後受付・期限後転入受付で、教育委員会がやむをえない事情に因ると判断した場合には支給。
			(3)	校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	実費相当額 児童が学校外に教育の場を求めて行う学校行事の中で、宿泊を伴わないものに参加するための直接必要な交通費及び見学科等のうち、学校が認めた金額とする。
			(4)	移動教室参加費 (宿泊を伴うもの)	実費相当額 児童が宿泊を伴う校外活動等に参加するための直接必要な交通費等のうち、学校が認めた金額とする。
			(5)	夏季施設等参加費 (宿泊を伴うもの)	実費相当額 児童が宿泊を伴う校外活動等に参加するための直接必要な交通費等のうち、学校が認めた金額とする。
			(7)	学校給食費	実費相当額 人件費・設備修繕費等、区の負担する経費を除き、保護者から実際に徴収した費用とする。
			(8)	卒業アルバム費	実費相当額 アルバムの制作・購入に必要な費用のうち、学校が認めた金額とする。
			(9)	医療費	医療券交付 学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合に、「要保護及び準要保護児童生徒に対する医療費援助取扱要領」に従い、医療券を交付する。
	第1号該当	要保護	(8)	卒業アルバム費	実費相当額 アルバムの制作・購入に必要な費用のうち、学校が認めた金額とする。
			(9)	医療費	医療券交付 学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合に、要保護及び準要保護児童生徒に対する医療費援助取扱要領に従い、これに要する費用を援助する。

別表第2の2

(第4条第2項関係)

中学校

対象者		認定区分	第4条に規定する費目		各費目の詳細	
第3条	第2号・第3号・第4号該当	準要保護	(1)	学用品・通学用品購入	40,080円／(月額3,340円×12ヶ月) 年間額を支給する。但し、第5条第2号に該当する場合は、申請日の属する月から当該年度の3月までを支給する。	
					学用品:ノート・筆記用具、副読本、練習帳、辞書類、実験・実習用の材料、作業衣等。 通学用品:通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき等。	
			(2)	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	27,960円／(一時金:分割なし)	
					新たに入学する児童が通常必要とする新入学に当たっての学用品・通学用品(ランドセル、カバン、制服、制帽)。 期限内受付で当該年度の5月1日現在、国立又は公立の小学校に在籍する場合に支給。但し、期限後受付・期限後転入受付で、教育委員会がやむをえない事情に因ると判断した場合には支給。	
			(3)	校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	実費相当額	
					生徒が学校外に教育の場を求めて行う学校行事の中で、宿泊を伴わないものに参加するための直接必要な交通費及び見学科等のうち、学校が認めた金額とする。	
			(4)	移動教室参加費 (宿泊を伴うもの)	実費相当額	
					生徒が宿泊を伴う校外活動等に参加するための直接必要な交通費等のうち、学校が認めた金額とする。	
			(5)	夏季施設等参加費 (宿泊を伴うもの)	実費相当額	
					生徒が宿泊を伴う校外活動等に参加するための直接必要な交通費等のうち、学校が認めた金額とする。	
			(6)	修学旅行費	実費相当額／但し、限度額90,000円	
					修学旅行等(中学校又は中等教育学校前期課程を通じてそれぞれ1回に限る。)に要する費用のうち、直接必要な交通費、宿泊料、見学科、記念写真代、医療費及び旅行傷害保険料等の額で学校が認めた金額とする。	
			(7)	学校給食費	実費相当額	
					人件費・設備修繕費等、区の負担する経費を除き、保護者から実際に徴収した費用とする。	
			(8)	卒業アルバム費	実費相当額	
					アルバムの制作・購入に必要な費用のうち、学校が認めた金額とする。	
			(9)	医療費	医療券交付	
					学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合に、「要保護及び準要保護児童生徒に対する医療費援助取扱要領」に従い、医療券を交付する。	
第1号該当	要保護	(6)	修学旅行費	実費相当額／但し支給限度額90,000円		
				修学旅行等(中学校又は中等教育学校前期課程を通じてそれぞれ1回に限る。)に要する費用のうち、直接必要な交通費、宿泊料、見学科、記念写真代、医療費及び旅行傷害保険料等の額で学校が認めた金額とする。		
		(8)	卒業アルバム費	実費相当額		
				アルバムの制作・購入に必要な費用のうち、学校が認めた金額とする。		
		(9)	医療費	医療券交付		
				学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合に、要保護及び準要保護児童生徒に対する医療費援助取扱要領に従い、これに要する費用を援助する。		

別表第3

第3条に規定する対象者	提出書類
(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助を受けている保護者等	1 就学援助費申請書(兼同意書) (様式第1号)
(2) 生活保護法第6条第2項の規定による保護を必要とする状態で、前号の扶助が行われていない世帯、申請年度中において生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止が決定された世帯の保護者等	1 就学援助費申請書(兼同意書) (様式第1号)
(3) 前年1月から12月までの間の同一生計世帯の世帯員全員の所得金額(総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額)が、生活保護法第8条第1項に規定により厚生労働大臣が定める基準(昭和38年厚生省告示第158号。別表第1)次条で測定した需要額	1 就学援助費申請書(兼同意書) (様式第1号) 2 世帯全員の収入がわかる証明書類 ※区民税・都民税証明書、納税通知書兼税額決定通知書等 3 住居費の負担を証明する書類(※賃貸借を行っている者を対象) ※賃貸借契約書の写し、入居者負担額通知書、住宅使用料等納入通知書等
(4) 千代田区教育委員会が特に必要と認めた世帯の保護者等	

(注1) 1月1日現在、千代田区に住民登録をし、引き続き千代田区に住民登録をしている者は、「2 世帯全員の収入がわかる証明書類」を省略することができる。

(注2) 家の家賃控除が不要な場合(生活保護受給者・家賃控除しなくても所得基準未満)は、住居費の負担を証明する書類の提出は必要ありません。

別表第4

(第7条第1項関係)

第4条に規定する費目		支給時期及支給費目額	
		第1期支給分 (当該年度の7月末までに支給)	第2期支給分 (翌年度の4月末までに支給)
(1)	学用品・通学用品 購入費	4月から翌3月までの12ヶ月分	
		※途中転入者については、原則、転入月から当該年度の3月までの月数分。	
(2)	新入学児童生徒学 用品・通学用品購 入費	小学校24,370円／(一時金:分割なし) 中学校27,960円／(一時金:分割なし)	
(3)	郊外活動費 (宿泊を伴わないも の)		4月から翌年3月までに要した経費で、 学校が認めた額
(4)	移動教室参加費 (宿泊を伴うもの)		4月から翌年3月までに要した経費で、 学校が認めた額
(5)	夏季施設等参加費 (宿泊を伴うもの)		4月から翌年3月までに要した経費で、 学校が認めた額
(6)	修学旅行費	当該年度の6月までに行われた修学旅 行で、修学旅行等に要する費用のうち、 直接必要な交通費、宿泊料、見学科、 記念写真代、医療費及び旅行傷害保 険料等の額で学校が認めた金額	当該年度の7月以降に行われた修学旅 行で、修学旅行等に要する費用のうち、 直接必要な交通費、宿泊料、見学科、 記念写真代、医療費及び旅行傷害保 険料等の額で学校が認めた金額
(7)	学校給食費	4月から8月までの概算額	4月から翌年3月までに要した経費から 左記概算額を差し引いた額
(8)	卒業アルバム費		4月から翌年3月までに要した経費で、学 校が認めた額

平成 年度 就学援助費申請書（兼同意書）

（様式 第1号）

千代田区長 殿

平成 年 月 日

次のとおり、就学援助費を申請します。就学援助の認定のため、私及び生計を共にしている世帯の住民・外国人登録情報、特別区
民税・都民税に関する情報、児童扶養手当情報、生活保護受給状況等を調査し、利用することに同意します。

千代田区から支給される就学援助費は、下記の口座に口座振替により振り込んでください。また、校外活動費等、移動教室・夏季施
設等参加費、修学旅行等参加費、卒業記念アルバム費、学校給食費など保護者が負担すべき経費の支払が滞った場合は、学校長
が管理する口座に振り込むことに同意します。

申請者名
(保護者名)

印

自宅
電話

現住所

千代田区

日中
連絡先

※1月1日の住民登録地(現住所と異なる場合のみ記載)

家族状況（生計を一にする方全員を記入。別居者を含む）	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	勤務先・学校名	学年	援助 対象	同居 別居	別居の方の住所
		世帯主	明治 大正 昭和 平成 年 月 日				同居 ・ 別居	
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日				同居 ・ 別居	
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日				同居 ・ 別居	
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日				同居 ・ 別居	
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日				同居 ・ 別居	
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日				同居 ・ 別居	
該当する口に「✓」をしてください	① 申請理由	☐ 生活保護を受けているため（受給開始年月日： 年 月から） ☐ 生活保護を受けていないが、経済的な理由で就学援助を必要としている						
	② 前年分の 所得状況	☐ 給与所得のみで年末調整されている ☐ 確定申告または住民税の申告をした（申告書提出先 ） ☐ その他（ ）						
	③ 家賃証明書添付 の有無	☐ 添付あり。家賃を負担し、家賃の控除を受ける（月額家賃 円） ☐ 添付なし。家賃を負担していない（持家など）ため ☐ 添付なし。家賃を負担しているが、家賃の控除不要（生活保護受給者、家賃を控除しなくても所得基準未満の方等）のため						
	④ 前年度の認定	☐ 前年度の就学援助認定を受けた ☐ 前年度の就学援助認定を受けていない（未申請・否認を含む）						
振込口座	金融機関名	金融機関コード（ ）	銀行・信金 信組・農協	支店コード（ ）	本店 支店	受付日（郵送・窓口）		
	預金種別	普通・当座	口座番号					
	口座名義 (申請者名)	フリガナ						
事務 処理欄	認定 区分	1.要保護	世帯 No.	奨励費申請有 ☐	前 年 状 況	1.要保護	5.未申告	
		2.準要保護				2.準要保護	6.対象児童・生徒なし	
		3.否認定				3.否認定	7.他区居住	
		4.その他（ ）				4.その他	8	

申請書の記入の仕方

- ・毎年度申請が必要です。前年度、就学援助を受けられていた方も新たに申請をする必要があります。

※申請が遅れた場合は申請月からの認定となりますので、期限までに申請をお願いします。

- ・申請書は世帯で1枚提出してください。希望される児童・生徒が複数の場合でも、1枚にまとめて記入し、児童・生徒一人ずつ分けて申請する必要はありません。

- ・申請書の太枠の中を、記入・押印してください。申請者の押印を忘れずをお願いいたします。記入・押印漏れがありますと審査できませんので、記入・押印漏れの無いようご確認ください。

※夜間学級に通学されている方で成人の方は、通学者本人が申請者となります。

- ・審査は、世帯全員の前年分の所得を合算して行います。そのため所得が分からない場合には審査ができません。申請する方で税（所得税または住民税）の申告が済んでいない方は、所得の有無に関係なく必ず申告を済ませてください。（勤務先で年末調整が済んでいる方は除く）

また、1月2日以降に千代田区に転入された方は、前の住民登録地で発行される「住民税課税証明書」（所得金額・扶養人数が記載されているもの）を取り寄せて提出してください。なお、別世帯であって生計を一にする方で千代田区以外に住んでいる場合は、同様に、「住民税課税証明書」を提出してください。

（例）母親と児童・生徒が千代田区に住み、生計を一にする父親が千代田区以外に住んでいる場合、父親の「住民税課税証明書」の提出が必要です。

■ 家族状況欄の記入について

- ・4月1日現在（途中申請の場合は申請日現在）、同居・別居にかかわらず生計を一にしている人全員を記入してください。

- ・就学援助を希望する児童・生徒は、援助対象欄に○を記載してください。
- ・対象となる学校は、千代田区立又は国立・公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)です。
※私立学校やインターナショナルスクールなどは対象校になりません。
- ・千代田以外に住んでいる方は、住所も併せて記入してください。

■ 申請理由などの欄の記入について（各項の該当する口に✓を記入してください。）

- 「① 申請理由」欄は、申請時に生活保護の有無を選択し、受けている場合は受給開始年月を記入してください。
- 「② 前年分の所得状況」欄で、確定申告または住民税を申告したを選択した方は、申告書提出先を記入してください。
- 「③ 家賃証明書添付の有無」欄で、添付ありを選択した場合は、月額家賃のわかる証明書を添付してください。
※証明書は、所在地、借主、貸主、家賃額、契約期間等の記載のあるもの。（預貯金通帳の引落し部分の写しは不可）
※添付が無い場合は「家賃を負担していない」とみなして審査します。
- 「④ 前年度の認定」欄は、前年度の就学援助認定を受けた場合、「認定を受けた」を選択してください。

■ 振込口座欄の記入について

- ・申請者（保護者）名に記載した名義の口座を記入してください。就学援助費は、学校長が管理する口座を除き、申請者と同じ名義の口座にしか振り込めません。

※申請者となっていない保護者名義、会社名や団体名等の方書が付いた名義の口座には振込できませんのでご注意ください。

※ゆうちょ銀行の口座への振込を希望される方は、貯金通帳の銀行使用欄に記載されている振込専用の「店名」「店番」「預金種目」「口座番号」を確認のうえ記入してください。

- ・学校長が管理する口座への振込を希望する場合は、学校にその旨お申し出ください。

【問合せ及び提出・郵送先】

千代田区教育委員会事務局 学務課学務係
電話 03-5211-4284(直通) FAX 03-3288-3420
〒102-8688 千代田区九段南1-2-1（千代田区役所4階）
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

就 学 援 助 費 委 任 状

平成 年度に支給される就学援助費を下記の口座に振り込んで下さい。

また、必要ある場合は、就学援助費の受領・返納に関する一切の権限を、

_____ 学校長 _____ に委任します。

1 学校給食費を委任します。

2 全額委任します。

記

1 振込先金融機関 _____ 銀行

_____ 支店

2 振替口座 普通・当座

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

フリガナ

氏名

平成 年 月 日

住 所 千代田区

児童・生徒氏名

保護者名

印

様

No -

平成 年度 就学援助費 受給認定通知書

平成 年度就学援助受給者として認定いたします。

- (1) 就学援助費は、保護者のみなさまの口座(申請書に記入した振込口座)に第1期・第2期に分けて振り込みます。
但し、振込口座を学校長の管理する口座に指定いただいた場合や、学校で徴収している学納金に滞納がある場合は、
直接、学校長の管理する口座に振り込みます。
- (2) 他の援助費等により支給対象とされる費目については、他の援助費等の支給金額にかかわらず支給いたしません。
例えば、生活保護受給者においては、生活保護費により支給対象とされている費目は就学援助費では支給いたしません。
- (3) 医療費は、学校の健康診断などにおいて指定された疾病等にかかっていることが判明した場合に、自己負担分を
区から医療機関に支払います。
事前に学校へ医療券発行申請書を提出し、発行された医療券を医療機関に提出してください。

千代田区 教育委員会事務局 子ども部 学務課学務係
〒102-8688
千代田区九段南1-2-1 千代田区役所4階
☎ 03-5211-4284(直通)

〒

対象児童・生徒

学齢簿No.	
氏名	
学校名・学年	年生
住所	
倍率	
認定結果	
認定基準日	

平成 年 月 日

※記載内容に誤りがありましたらご連絡ください。
※申請内容に変更が生じた場合(住所の変更、生活保護受給資格の変更など)は、速やかにその旨ご連絡ください。変更内容により就学援助費の変更や支給額を返納していただく場合があります。

千代田区教育委員会

支給予定額 [単位:円] ※予定額のため変更となる場合があります [※ご指定の保護者口座に振込みます]

費目	学用品費等 [全学年]	新入学 学用品費等 [小1・中1]	修学旅行費 [4月~6月実施] [中学3年]	学校給食費 [8月分迄]				第1期 支給予定額 (実費相当除く)
予定金額								
費目	修学旅行費 [7月~3月実施] [中学3年]	移動教室費 [小5,6・中2]	校外活動費 [全学年]	夏季施設費 [小4・中学]	卒業アルハム [小6・中3]	学校給食費 [9月分以降]		第2期 支給予定額 (実費相当除く)
予定金額								

※実費相当額は、各学校が算定した金額になります。中学校及び中等教育学校3年生の修学旅行等参加費実費相当額の上限は9万円です。
※給食費は、学校行事等の都合により増減する場合があります。
※新入学学用品費は、各学校1学年について、指定期日までに申請された場合のみ対象となります。
※年度の途中で転出入等の場合は、対象期間のみ支給対象となり、他の自治体からの支給により重複する部分については、他の自治体での支給金額にかかわらず支給いたしません。

振込予定日

様

No -

平成 年度 就学援助費 受給否認定通知書

平成 年度就学援助受給者として認定できませんでした。

先に申請のありました、就学援助費の受給申請につきまして、審査の結果、前年分の世帯全員の所得額が認定基準を超えており、認定できませんでしたのでお知らせいたします。

なお、今後「生活保護受給者として認定」となった場合は、就学援助受給者として認定となる場合がありますので、再度就学援助申請をお願いいたします。

千代田区 教育委員会事務局 子ども部 学務課学務係
〒102-8688
千代田区九段南1-2-1 千代田区役所4階
TEL 03-5211-4284(直通)

〒

対象児童・生徒

学齢簿No.	
氏名	
学校名・学年	年生
住所	
倍率	
認定結果	否認定

平成 年 月 日

千代田区教育委員会

支給予定額

費目	学用品費等 [全学年]	新入学 学用品費等 [小1・中1]	修学旅行費 [4月-6月実施] [中学3年]	学校給食費 [8月分迄]				第1期 支給予定額 (実費相当除く)
予定金額	-	-	-	-				-
費目	修学旅行費 [7月-3月実施] [中学3年]	移動教室費 [小5.6・中2]	校外活動費 [全学年]	夏季施設費 [小4・中学]	卒業アルバム [小6・中3]	学校給食費 [9月分以降]		第2期 支給予定額 (実費相当除く)
予定金額	-	-	-	-	-	-		-

学校病・要保護及び準要保護児童生徒医療券発行申請書

【学校記入欄】

学校名	千代田区立	学校	学年	第	学年
児童・生徒氏名					
治療指示病名	1. う歯 2. 慢性副鼻腔炎 3. アデノイド 4. 結膜炎 5. トラコーマ 6. 中耳炎 7. 寄生虫病 8. 白癬 9. 疥癬 10. 膿痂疹				
学校長調査 確認印	校長名	公印	担当者 (養護教諭)	氏名	印

◇学校担当者へ(医療券交付の注意事項)

1. 本件は一つの疾病につき、1ヶ月に1枚交付する。
2. 交付対象者は、就学援助受給者(要保護・準要保護)の児童生徒のみである。
3. 交付時には、医療券申請簿に必要事項を記入する。
4. 申請後には、速やかに千代田区教育委員会事務局学務課(以下、「区教委」という。)へ提出し、区教委は申請書に基づき医療券を発行し、発行された医療券は当該児童生徒に交付してください。

保護者の皆様へ

あなたのお子さまは、学校で行った健康診断の結果、上記の「治療指示病名」の病気にかかっていることが解りました。千代田区では、就学援助を受けている児童・生徒がこれらの病気を治療する場合、保護者に代わって診療費をお支払いする制度があります。
 ご希望される方は、【保護者記入欄】に必要事項を記入し、学校に医療券の発行を申請してください。申請後、医療券は学校を経由してお渡します。
 なお、診療時には、医療券と保険証を忘れずに医療機関に提示してください。

【保護者記入欄】

児童・生徒氏名			
健康保険の有無	有 ・ 無	保険証の記号番号	
保護者 住所・氏名	上記治療内容にかかる、医療券の発行を申請します。 また、診療費の請求及び受領を医療機関に委任します。 平成 年 月 日 (住所) 千代田区 (保護者氏名・印) _____		

区教育委員会処理欄

受付		発行		請求		執行	
----	--	----	--	----	--	----	--

学校病・要保護及び準要保護児童生徒医療券

医療券発行番号		No.		
受療者	児童・生徒氏名 (生年月日)	氏名 _____ 男・女 (平成 年 月 日生) 才		
	学校名	千代田区立 _____ 学校 第 _____ 学年		
保護者	住所 氏名	住所 氏名		
	健康保険の有無	有・無	保険証の記号番号	
治療病名	_____ ※この欄に記載のない病名の治療は行わないでください。			

発券者 千代田区教育委員会

公印

診療報酬請求書 (年 月分)																	
初診	平成 年 月 日	当月の診療実施日数	日														
転帰	治療・継続・中止																
請求内容	診療総額	件	日	点	円												
	控除額(社会保険負担額)	件	円														
	差引請求額	円															
一金 <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 40px;">十</td> <td style="width: 40px;">万</td> <td style="width: 40px;">千</td> <td style="width: 40px;">百</td> <td style="width: 40px;">十</td> <td style="width: 40px;">円</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 也請求いたします。 ただし、 _____ にかかる診療報酬として 千代田区長 殿 平成 年 月 日 住所 _____ 氏名 _____ 印						十	万	千	百	十	円						
十	万	千	百	十	円												

※太枠内を記入してください。

平成 年度 就学援助費 辞退届

千代田区教育委員会

就学援助費の受給を辞退します。

平成 年 月 日

学校名	千代田区立 第 学年 組 小・中学校
児童 生徒名	フリガナ
住所	千代田区 電話番号 ()
申請者名 (保護者)	フリガナ
	印
辞退理由	

平成 年 月 日

様

千代田区教育委員会

平成 年度 就学援助費 受給認定取消通知書・変更通知書

次のとおり、就学援助費の認定を取消・変更します。

記

対象申請者名 (保護者)	
対象児童生徒 学年・氏名	
認定区分	
取消・変更の理由	

様

№ -

平成 年度就学援助費 支給金額確定通知書

就学援助費の確定金額をお知らせいたします。

(1) 第1期分は、既に保護者の指定口座(申請書に記入した振込口座)に振り込み済です。

なお、振込口座を学校長の管理する口座に指定いただいた場合は、直接学校長の管理する口座に振り込んでおります。

(2) 他の援助費(生活保護費等)の支給対象とされる費目については、支給金額の有無にかかわらず対象となりません。

例えば、生活保護受給者においては、生活保護費により支給対象とされている費目は就学援助費では対象となりません。

また都立学校通学者においては、東京都就学奨励費等により支給対象とされている費目については、支弁区分により支給が無い場合にも区の就学援助費の対象となりません。それぞれ支給対象となっていない費目のみ支給いたします。

(3) 実費相当額の金額は、各学校が決定した金額になります。

(4) 学校における保護者が負担すべき経費について支払が滞っている場合は、就学援助費受給申請にしたがって、就学援助費を学校長が管理する口座への振り込みに変更いたします。

その場合、支払が滞っている全ての経費が賄われるわけではありません。したがって支払が滞っている経費については、引き続き学校の指示に従ってください。

千代田区 教育委員会事務局 子ども部 学務課学務係

〒102-8688

千代田区九段南1-2-1 千代田区役所4階

TEL 03-5211-4284(直通)

対象児童・生徒

〒

学齢簿№	
氏名	
学校名・学年	年生
住所	
最終認定結果	
認定基準日	

平成 年 月 日

千代田区教育委員会

年間支給確定金額 [単位:円]

[※ご指定の保護者口座に振込みます]

費目	学用品費 [全学年]	新入学学用品費 [小1・中1]	修学旅行費 [上限額9万円] [中学3年]	学校給食費 [全学年]	
確定金額					
費目	移動教室費 [小5,6・中2]	校外活動費 [全学年]	夏季施設費 [小4・中学]	卒業アルバム [小6・中3]	
確定金額					

年間支給金額
第1期支給済額
差引支給金額

※記載内容に誤りがありましたらご連絡ください。

※申請内容に変更が生じた場合(住所の変更、生活保護受給資格の変更など)があった場合は、速やかにその旨ご連絡ください。変更内容により就学援助費の変更や支給額を返納していただく場合があります。

振込予定日